

# 「かんだい明日香まほろば講座」2026春の現地特別講座



↑ 榎原オークホテル (榎原オークホテル提供)



↑ 高松塚古墳 (世界遺産〈飛鳥・藤原〉登録推進協議会提供)



↑ 天武・持統天皇陵古墳 (世界遺産〈飛鳥・藤原〉登録推進協議会提供)

■ 旅行実施日 令和8年 5月13日(水)~15日(金) 2泊3日

■ 旅行代金 40,600円 (国内旅行傷害保険代300円含む:BT42タイプ)

＜食事付(朝2/昼2/夕0)・観光付き・添乗員同行・貸切大型バス(奈良交通バスまたは同等クラス利用)＞

【補償内容:死亡・後遺障害 452万円・入院保険金日額 4,000円・通院保険金日額 2,500円・賠償責任 3,000万円・携行品 5万円・救済者費用 50万円】

■ 募集人員: 40名様 (最少催行人員 30名様)

■ 申込方法: 名鉄観光 大阪教育・スポーツ支店 (06-4797-5753) までお電話でお申し込み下さい。  
お申込後、【三菱UFJ銀行 新東京支店 普通口座 3318667 名鉄観光サービス(株)】  
にご入金お手続き下さい。

■ 申込締切日: 令和8年3月31日(火) ※ 先着順、定員になり次第締め切りさせていただきます。

■ ご宿泊 1日目・2日目: 榎原オークホテル (洋室2名1室) 1名1室希望の方3,300円UP

■ 夕食オプション(和会席) 1食6,800円 オプション不要の方は各自で夕食をおとりください。

※ お部屋数に限りがございます為ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。  
お申込み状況によりバスの座席は相席となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

1	近鉄榎原神宮前駅==飛鳥文化研究所(講義)==山田寺跡===飛鳥資料館==榎原オークホテル(泊) 13:00発 13:20~14:30 14:40~15:10 15:20~16:30 16:45着	朝 昼 夕	— — —
2	ホテル==藤原京・資料館==大官大寺跡==明日香村埋蔵文化財展示室(飛鳥水落遺跡)・・昼食(弁当) 9:00発 9:10~10:00 10:10~10:50 11:00~11:40 11:40~12:40  酒船石遺跡(万葉文化館)==石舞台古墳==飛鳥寺==飛鳥宮跡・苑池==川原寺跡==菖蒲池古墳 12:50~13:30 13:40~14:20 14:30~15:00 15:10~15:50 16:00~16:30 16:40~17:20 ==ホテル 17:30着予定	朝  昼 夕	○  ○ —
3	ホテル==牽牛子塚古墳・越塚御門古墳==キトラ古墳(四神の館)==高松塚古墳==中尾山古墳 9:00発 9:20~10:00 10:10~10:40 10:50~11:20 11:30~12:00  ・・昼食(弁当)==天武・持統天皇陵古墳==本薬師寺==近鉄榎原神宮駅前(解散) 12:00~13:00 13:20~13:50 14:10~14:40 14:50着予定	朝 昼 夕	○ ○ —

※ 旅行条件・旅行代金の基準:裏面の旅行条件は2025年10月22日を基準としています。また、旅行代金は2025年10月22日現在の有効な運賃・料金を基準として算出しています。

※ 2025年10月22日現在の行程です。行程は変更する可能性があります。あらかじめご了承ください。

※ 集合場所・時間などは、後日最終案内状にてご連絡させていただきます。

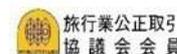
※ 掲載の写真はすべてイメージです。

今回のご旅行代金には「国内旅行傷害保険」@300円の保険料(BT42タイプ)が含まれております。

保険金額は記載の通りとなります。【補償内容:死亡・後遺障害 452万円・入院保険金日額 4,000円・通院保険金日額 2,500円・賠償責任 3,000万円・携行品 5万円・救済者費用 50万円】詳しい内容は、パンフレットを用意しておりますので 観光庁長官登録旅行業 55号(一社)日本旅行業協会正会員 大阪教育・スポーツ支店 旅行企画 実施

取消料は旅行代金から保険料相当額(300円)を差し引いた金額を基準に計算します。

東京海上日動火災保険(株) 承認番号:24TC-006844 2025年2月作成



総合旅行業務取扱管理者: 中谷佳和  
〒530-0001 大阪市北区梅田 3-3-45

営業日・時間: 平日 10:00~17:00

(土日祝休み)

TEL: 06-4797-5753

関営国 25-198

担当外務員: 片山・中谷・塩谷・尾崎

☆総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、外務員からの説明に不明な点がございましたら遠慮なく掲載の取扱管理者にお訪ね下さい。

# ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

ご旅行条件書の全文はお申込時にお渡しいたします。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第5号、以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

## 2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申し込みは、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申し込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申し込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約が無かったものとして取り扱います。
- (5) お申し込みの趣、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区分	申込金
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者に有しているとみなします。

## 3. お申し込み条件

妊娠中の方、現在健康を損なっている方、心身に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担となります。

また、旅行内容や現地事情、輸送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同伴者・介助者の同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。

## 4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くとも旅行開始日の前日までに送付いたします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目に当たる日より前にお渡しするよう努力いたします。)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

## 5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にある日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までに全額お支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 6. 「パンフレット等」に記載の旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
    - (ア) 航空運賃および船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なります。)
    - (イ) 空港・駅と宿泊機関との送迎バス代金等
    - (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
    - (エ) 宿泊代金および税・サービス料
    - (オ) 食事代金および税・サービス料
  - (2) お客様お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金(お1人15kg以内が原則となっておりますが、座席等級・方向により異なりますので詳しくは係員におたずねください。)手荷物の運送は当該運搬料が安い、当社が運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
  - (3) 団体行動中の心付け
  - (4) 添乗員が同行するコースの添乗員同行料金
  - (5) その他パンフレット等に含まれる明示されたもの
- 上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されない等原則として払い戻しはいたしません。

## 7. 「パンフレット等」に記載の旅行代金に含まれないもの

- 第6項の他は旅行代金に含まれません。その一部を明示します。
- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
  - (イ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
  - (ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれらに伴う税・サービス料
  - (エ) 傷害・疾病に関する医療費等
  - (オ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
  - (カ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

## 8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係をご説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 9. お客様の交代

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(お1人様につき10,000円・税別)と共に当社にご提出していただきます。

## 10. お客様の解除権—旅行開始前

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行のお申し込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解除期日	取消料(お1人)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- (2) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、上記の取消料の対象となります。
- (3) 当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収めている旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。

## 11. 当社の解除権—旅行開始前

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
  - (イ) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
  - (エ) お客様が契約内容に合理的な範囲を超えた責任を求めたとき。
  - (オ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
  - (カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

## 12. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、以下に例示するよう当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - (ウ) 官公署の命令、外国の入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - (エ) 自由行動中の事故(ア)食中毒(カ)盗難
  - (オ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

## 13. 特別補償

当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、お客様おひとりにつき通院見舞金として通院日数により1万円~9万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、死亡補償金として、1,500万円、また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)に支払います。

## 14. 旅行保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- (2) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます。))は変更補償金を支払いません。
  - a. 旅行日程に支障をきたす天災地変を含む天災地変
  - b. 戦乱 c. 暴動 d. 官公署の命令
  - e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - g. 旅行参加者の生命または身体に安全確保のための必要な措置
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につきお支払い対象旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始日 前日までに お客様 に 通知した場合	旅行開始日 以降にお客様に 通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面に交付された場合は、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず、第8号によります。

## 15. お客様の責任

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地にいて速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 16. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただきますが、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきますことがあります。
- (3) 当社は、旅行先のお客様の買い物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空便名等に係る個人データを、電子的方法で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者の個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ(<http://www.mmt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

(衛生に関する情報のご案内)

渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

貸し切りバス会社一覧(令和6年度1月1日現在)

- ・阪急観光バス(株) ・ 京都交通(株) ・ 奈良観光バス(株) ・ 帝産観光バス(株) ・ 日本交通(株) ・ 中央交通(株) ・ 千里山バス(株) ・ 緑風観光バス(株) ・ ヤサカ観光バス(株) ・ 大阪バス(株) ・ 大阪バス近畿(株) ・ 両備バス(株)
- ・ 豊屋川バス(株) ・ 近畿都島観光 ・ 東豊観光(株) ・ イワサバス(株) ・ 大阪第一交通 ・ 神姫観光バス(株) ・ 野鉄観光(株) ・ K R観光バス ・ 奈良交通 ・ 愛和交通 ・ 近鉄バス ・ 岸田観光バス(株)
- ・ みやま観光バス